

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

平成23年6月6日に改正した「金融円滑化の基本方針」に則り、中小企業者の事業改善又は再生のための支援を適切に行うための体制について、「金融円滑化管理規程」を改正しました。その内容については次の通りです。

1. 中小企業者の経営改善に向けた支援体制

- (1) 中小企業者に対する経営相談・指導、及び改善に向けた経営改善計画書の作成支援は営業店が行う。
- (2) 経営改善計画書は、中小企業者が本質的な経営課題を認識し、改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り顧客自身に自力で策定していただく。営業店は、経営改善計画の合理性や実現可能性、更には解決策を適切に織り込んでいるかなどについて、顧客と協力して確認する。
- (3) 再生支援担当部署は、中小企業者の業績や改善の難易度により計画書策定を支援する。
- (4) 計画書を策定した場合には、営業店は計画に対する進捗状況を管理し、改善計画の達成に向けて経営相談や指導を行う。また、計画書の策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等が生じた場合には、計画書や解決策の見直しについて顧客と協議し、計画書の再策定を要す場合には作成に向け支援する。
- (5) 審査担当部署は、計画書の策定状況及び進捗状況について管理し、当該内容を金融円滑化統括責任者へ報告する。

2. 行内向け、中小企業者向け研修実施状況

(1) 行内向け

① 行内研修

7. 平成22年3月13日「経営改善計画策定」について開催。(有限責任監査法人トーマツによる研修)
4. 平成23年6月15日「コンサルティング機能強化」について開催。
- ウ. 平成23年10月29日、11月26日、12月17日、平成24年2月25日、3月24日に審査勉強会を開催。(有限責任監査法人トーマツによる研修)
1. 平成25年3月11日、12日、13日に「バリュー・チェーン」について開催。(株式会社日本経営システムによる研修)

② 外部研修(第二地方銀行協会主催)

- ア. 平成22年5月「目利き能力強化講座」へ4名派遣。
- イ. 平成22年6月「実抜計画策定セミナー」へ18名派遣。
- ウ. 平成22年6月「経営支援能力強化講座」へ2名派遣。
- エ. 平成22年7月「中小企業金融円滑化法対応講座」へ1名派遣。
- オ. 平成22年11月「目利き能力強化講座」へ2名派遣。
- カ. 平成23年1月「実抜計画策定セミナー」へ16名派遣。
- キ. 平成23年6月「中小企業金融円滑化法対応講座」へ1名派遣。
- ク. 平成23年6月「融資判断能力養成講座」へ4名派遣。
- ケ. 平成23年10月「目利き能力強化研修」へ1名派遣。
- コ. 平成24年2月「中小企業金融円滑化法対応講座」へ1名派遣。
- サ. 平成24年5月「目利き能力強化研修」へ2名派遣。
- シ. 平成24年6月「中小企業金融円滑化法対応講座」へ1名派遣。
- ス. 平成24年11月「目利き能力強化研修」へ2名派遣。
- セ. 平成25年2月「目利き能力強化研修」へ1名派遣。
- ソ. 平成25年2月「再生支援能力強化研修」へ1名派遣。

(2) 中小企業者向け

平成22年3月11日及び平成22年3月16日、「経営改善計画策定のポイント」と題し、(株)ベンチャーリンクより中小企業者向け講演を開催。

以 上